

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の**肥料費を支援**します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に注文（購入）した肥料（本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料）が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**85%（国支援分70%及び県支援分15%）**を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left(\text{当年の肥料費} - \left[\frac{\text{当年の肥料費}}{\left(\begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \\ \text{秋肥: 1.4} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ \text{0.9} \end{array} \right)} \right] \right) \times 0.85$$

※令和4年11月から令和5年5月までに注文（購入）した肥料（春肥）の価格上昇率は未定です。

（例）肥料費100,000円の場合 ※100円未満切り捨て

① 国分：100,000円 - (100,000円 ÷ 1.4 ÷ 0.9) × 0.7 = 14,400円

② 県分：100,000円 - (100,000円 ÷ 1.4 ÷ 0.9) × 0.15 = 3,000円 ① + ② = 17,400円

取組実施要件

- ① **化学肥料低減**に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと。
（土壌診断による施肥設計、堆肥の利用、局所施肥の利用等、15項目の取組メニューから選択して申告していただきます。）
- ② **農業経営を行う者**であり、原則として**農産物等の販売実績**があること。

裏面を参照

申請方法

まずは、購入先の肥料販売店で申請が出来るか御確認ください。肥料販売店で申請の受付が出来ない場合、宇土市農業再生協議会で宇土市内の農業者を取りまとめて申請します。

必要となる書類

【申請時必要となる書類】

- 1 肥料の算定基礎資料（注文票，請求書，領収書等）
※肥料販売店に記入してもらった参考様式を用意しています。
- 2 農産物の販売実績が確認できる書類（出荷伝票等）
- 3 作付面積が確認できる書類（農地台帳，営農計画書等）
- 4 その他申請に必要な書類は窓口で配布します。

【来年度以降必要となる書類】後日案内します。

- 1 取組を実施したことが確認できる書類
※土壌診断の診断結果，施肥設計書，作業時の写真等
※取組メニューによって，提出書類は異なります。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

R4年11月1日～

窓口で申請書類の配布

R4年12月頃～

申請受付（秋肥分※6月～10月購入分）

※受付日程，必要書類等の詳細については，申請書類配布時に御案内します。

※秋肥（R4年6月～R4年10月）…今回申請

※春肥（R4年11月～R5年5月）…別途案内します。

問い合わせ先

宇土市農業再生協議会（農林水産課内）TEL 22-1111（内線603）